

日本学校ソーシャルワーク学会 研究倫理規程

総 則

(目的)

第1条 日本学校ソーシャルワーク学会は、会員の研究にあたり研究倫理規程を示し、学校ソーシャルワークとその学術的発展に資することを目的とする。

(人権の尊重)

第2条 会員は、研究をおこなう際、人権を尊重し、年齢、性別、人種、国籍、思想信条、宗教、社会的地位、障がいの有無などにおいて差別的な取り扱いをしてはならない。

(個人情報の取り扱い)

第3条 会員は、研究や調査をおこなう際、個人情報が守られるように配慮しなければならない。研究や調査、実践の対象となる個人や団体、組織、地域等への十分な説明と同意を得なければならない。

(研究目的、方法、結果の倫理性確保)

第4条 会員は、社会に対する責任と義務を自覚し、研究の目的や方法、結果に倫理性を確保し、成果の剽窃や調査データを偽造・捏造する行為、及び他者の知的財産権を侵害してはならない。

(研究者としての責務)

第5条 会員は、常に最新の研究方法の探求ならびに先行業績を通じて、自己の研究水準の向上に努めなければならない。

(研究資金の適正な活用)

第6条 会員は、公的資金をもって研究や実践を進める際、その供与機関が定める執行要領等を遵守し、研究目的に合わせて適正に取り扱わなければならない。

(研究成果の公表)

第7条 会員は、研究、調査および実践によって得られた成果の公表にあたり、原著の投稿および公表において、多重におこなってはならない。

(利益相反への対応)

第8条 会員は、研究や実践の公正性、信頼性を確保するため、利益相反について適切に対応しなければならない。

(本規程に違反した場合の処分)

第9条 会員が本倫理規程に違反する行為を行った場合、理事会の議を経て処分される場合がある。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、総会決議を経なければならない。

本規程は、2019年7月13日より施行する。